

# 熊本市公報

## 第 1420 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局総務厚生課  
発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次

#### 規 則

○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則(規則第 5 号).....	122
○保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則(規則第 6 号).....	123
○熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第 7 号).....	125
○熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則(規則第 8 号).....	126

#### 訓 令

○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令(訓令第 1 号).....	127
--	-----

#### 告 示

○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の廃止(告示第 86 号).....	128
○差押通知書の公示送達(告示第 87 号).....	128
○交付要求通知書の公示送達(告示第 88 号).....	128
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業の廃止(告示第 89 号).....	129
○差押調書(謄本)の公示送達(告示第 90 号).....	129
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物件(告示第 92 号).....	129
○市道の区域変更(告示第 93 号).....	130
○生活保護法による指定介護機関の指定(告示第 94 号).....	130
○生活保護法による指定介護機関の変更(告示第 95 号).....	131
○生活保護法による指定介護機関の廃止(告示第 96 号).....	132
○差押調書(謄本)の公示送達(告示第 99 号).....	132
○放置自転車の売却等(告示第 100 号).....	132
○市税督促状の公示送達(告示第 101 号).....	132
○地縁による団体の認可(告示第 102 号).....	133
○介護保険法による指定訪問介護サービス事業者等の指定(告示第 103 号).....	133
○介護保険法による指定訪問介護サービス事業の廃止(告示第 104 号).....	134
○市税督促状の公示送達(告示第 105 号).....	134

#### 公 告

○国土調査法による地図及び簿冊の作成公告(公告第 125 号).....	135
--------------------------------------	-----

○国土調査法による地図及び簿冊の作成公告(公告第 126 号)……………	135
○国土調査法による地図及び簿冊の作成公告(公告第 127 号)……………	136
○開発行為に関する工事の完了(公告第 130 号)……………	136
○熊本農業振興地域整備計画の一部変更(公告第 132 号)……………	136
○建築協定の認可(公告第 133 号)……………	137
○大規模小売店舗立地法による変更届出(公告第 142 号)……………	137
○開発行為に関する工事の完了(公告第 153 号)……………	138
○都市公園の供用開始(公告第 154 号)……………	138
○換価財産の最高価申込者の決定(公告第 155 号)……………	139
○開発行為に関する工事の完了(公告第 156 号)……………	139
○開発行為に関する工事の完了(公告第 160 号)……………	139
○開発行為に関する工事の完了(公告第 162 号)……………	140
○都市計画案の縦覧(公告第 164 号)……………	140
○開発行為に関する工事の完了(公告第 166 号)……………	140
○開発行為に関する工事の完了(公告第 167 号)……………	141
○開発行為に関する工事の完了(公告第 168 号)……………	141
<b>中 央 区</b>	
○住民票の職権消除(中央区告示第 4 号)……………	141
<b>上 下 水 道 局</b>	
○指定給水装置工事業者の指定(上下水道局告示第 7 号)……………	142
○指定給水装置工事業者の指定(上下水道局告示第 8 号)……………	142
○排水設備指定工事店の異動(上下水道局告示第 9 号)……………	142
○排水設備指定工事店の指定(上下水道局告示第 10 号)……………	142
○排水設備指定工事店の指定(上下水道局告示第 11 号)……………	143
<b>教 育 委 員 会</b>	
○熊本市立小学校及び中学校通学区域変更(教委告示第 3 号)……………	143
<b>監 査</b>	
○平成 27 年度定期監査の結果の公表(監委公告第 3 号)……………	154
○平成 27 年度財政援助団体等監査の結果の公表(監委公告第 4 号)……………	160

規 則 第 5 号

平成 28 年 2 月 18 日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成 8 年規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 項第 1 号中「、食肉衛生検査所」を削る。

別表(5)健康福祉子ども局の表食肉衛生検査所の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

(熊本市会計規則の一部改正)

2 熊本市会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 食肉衛生検査所の項を削る。

(熊本市物品会計規則の一部改正)

3 熊本市物品会計規則（昭和 40 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 健康福祉子ども局の部食肉衛生検査所の項を削る。

## 規 則 第 6 号

平成 28 年 2 月 24 日

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

保健衛生事務に関する権限委任規則（平成 11 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保健所長等」を「保健所長」に改める。

第 2 条第 17 号ウ及びク中「(食肉衛生検査所の所管に属するものを除く。)」を削り、同条第 18 号ウを同号クとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 法第 14 条の規定によるとさつ解体の検査及び獣畜の肉等のと畜場外への持ち出し許可に関すること。

エ 法第 16 条の規定によるとさつ解体の禁止等に関すること。

オ 法第 17 条の規定による報告の徴収及びと畜場への立入りに関すること。

カ 法第 18 条第 1 項の規定によると畜場の施設の使用制限に関すること。

キ 法第 18 条第 2 項の規定によると畜業者及び解体を行う者の業務停止又は業務禁止に関すること。

第 2 条第 19 号カ中「(食肉衛生検査所の所管に属するものを除く。)」を削り、同号カを同号クとし、同号オ中「(食肉衛生検査所の所管に属するものを除く。)」を削り、同号オを同号キとし、同号エ中「(食肉衛生検査所の所管に属するものを除く。)」を削り、同号エを同号オとし、その次に次のように加える。

カ 法第 35 条第 1 項の規定による食鳥検査の業務の実施に関すること。

第 2 条第 19 号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 法第 15 条の規定による食鳥検査に関すること。

第 3 条を削る。

第 4 条中「及び食肉衛生検査所長」を削り、同条を第 3 条とする。

附 則

この規則は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

規 則 第 7 号

平成 28 年 2 月 25 日

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 83 号）の施行期日は、平成 28 年 3 月 26 日とする。

## 規 則 第 8 号

平成 28 年 2 月 26 日

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則（平成 4 年規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改める。

別表第 2 熊本市中島地域コミュニティセンターの項中「月曜日」を「日曜日」に改め、同表に次のように加える。

熊本市隈庄地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市白川地域コミュニティセンター	日曜日

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 1 号

平成 28 年 2 月 18 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成 8 年訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「食肉衛生検査所長」を削る。

別表第 4 食肉衛生検査所の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

(熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部改正)

2 熊本市職員に対する被服貸与訓令(昭和 32 年訓令第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表(1)男子職員の表食肉検査員服の項を削る。

別表(2)女子職員の表食肉検査員服の項を削る。

<b>告 示</b>
------------

告示第 8 6 号

平成 28 年 2 月 16 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370103303	グループホームふれあい 熊本市南区近見八丁目 1 4 番 5 9 号	医療法人 起幸会 熊本市南区近見八丁目 1 4 番 5 号 理事長 西春 泰司	平成 28 年 3 月 3 1 日	認知症対応型 共同生活 介護
4370103303	グループホームふれあい 熊本市南区近見八丁目 1 4 番 5 9 号	医療法人 起幸会 熊本市南区近見八丁目 1 4 番 5 号 理事長 西春 泰司	平成 28 年 3 月 3 1 日	介護予防 認知症対応型 共同生活 介護

告示第 8 7 号

平成 28 年 2 月 16 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）  
1 件
- 2 送達をする書類名  
差押調書（謄本）

告示第 8 8 号

平成 28 年 2 月 16 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 8 2 条の規定に基づく交付要求通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）  
1 件
- 2 送達をする書類名  
交付要求通知書

## 告 示 第 8 9 号

平成 2 8 年 2 月 1 8 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5の規定による届出がされたので、同法第78条の11及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4390100057	ふれあい 熊本市南区近見八丁目14番59号	医療法人社団 起幸会 熊本市南区近見八丁目14番55号 理事長 西春 泰司	平成28年3月 31日	認知症対応型 通所介護

## 告 示 第 9 0 号

平成 2 8 年 2 月 1 8 日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（掲載省略）

1件

## 告 示 第 9 2 号

平成 2 8 年 2 月 2 3 日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
2月5日	はり札等	1	南熊本	2月6日	
2月8日	はり札等	2	南熊本	2月9日	
2月9日	はり札等	1	楠	2月10日	
2月12日	はり札等	9	西原・保田窪本町・田崎・八島	2月13日	
2月15日	はり札等	4	鶴羽田・呉服町	2月16日	
	立看板等	5	九品寺・麻生田		
2月16日	はり札等	7	画区町重富・沼山津・花立	2月17日	

2月18日	はり札等	5	戸島・尾ノ上	2月19日	
保管場所 熊本市花畑町館 (熊本市中央区花畑町3-1)					

告 示 第 9 3 号

平成 28 年 2 月 23 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
5074	元三町2丁目 南高江7丁目 第1号線	南区元三町2丁目155番2地先から 南区元三町5丁目300番5地先まで	旧	5.9~6.2	521.8
		南区元三町2丁目155番2地先から 南区元三町5丁目285番地先まで	新	8.3~9.1	521.8

告 示 第 9 4 号

平成 28 年 2 月 24 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
九十薬局 熊本市中央区南熊本三丁目7-25 有限会社 幸生 代表取締役 中村 芳生	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 28 年 1 月 18 日
熊本市山ノ内デイサービスセンター 熊本市東区山ノ内二丁目1番6号 特定非営利活動法人 あやの里 岡元 俊子	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	平成 28 年 1 月 20 日
有限会社アップル薬局 熊本市中央区渡鹿四丁目18-1 サンタジマビル101 有限会社アップル薬局 代表取締役 田村 利憲	介護予防居宅療養管理指導	平成 28 年 2 月 2 日
さくら調剤薬局 武蔵ヶ丘店 熊本市北区武蔵ヶ丘7-1-4 アドバンス株式会社 代表取締役 齋藤 健	居宅療養管理指導	平成 28 年 2 月 3 日
さくら調剤薬局 上熊本店 熊本市西区上熊本2-12-25 アドバンス株式会社 代表取締役 齋藤 健	居宅療養管理指導	平成 28 年 2 月 3 日

さくら調剤薬局 浜線店 熊本市南区良町一丁目 22-17 アドバンス株式会社 代表取締役 齋藤 健	居宅療養管理指導	平成 28 年 2 月 3 日
さくら調剤薬局 清水店 熊本市北区津浦町 13-45 アドバンス株式会社 代表取締役 齋藤 健	居宅療養管理指導	平成 28 年 2 月 3 日
デイサービスセンター元気もりもり 熊本市南区会富町 86-3 株式会社 あいのしま 代表取締役 盛 理恵	通所介護・介護予防通所介護	平成 28 年 2 月 1 日
リハビリサポートユニーアイ尾ノ上デイサービス 熊本市東区尾ノ上二丁目 21-10 ユウベル株式会社 代表取締役 上田 利道	通所介護・介護予防通所介護	平成 28 年 2 月 1 日
訪問介護事業所 赤い実 熊本市中央区水前寺 2-18-12 株式会社 デイホーム水前寺 代表取締役 伊牟田 淳子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 28 年 2 月 1 日
訪問介護事業所 縁 i n g 熊本市北区西梶尾町 474-2 303号 有限会社 西嶋ビル 代表取締役 木村 ユカリ	訪問介護	平成 28 年 2 月 1 日
ケアプラス訪問介護ステーション 熊本市中央区神水二丁目 7-12 イースト神水ビル 2F 株式会社 ケアプラス 代表取締役 河野 淑孝	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 28 年 2 月 2 2 日
訪問リハビリ如庵 熊本市西区田崎町 380 番地イオンタウン田崎 2F 医療法人 インジェックス 理事長 城本 和明	訪問リハビリテーション・介護予防 訪問リハビリテーション	平成 27 年 5 月 1 日
さくら調剤薬局 月出店 熊本市東区月出六丁目 5-126 アドバンス株式会社 代表取締役 齋藤 健	居宅療養管理指導・介護予防居宅療 養管理指導	平成 27 年 11 月 1 日
花みずき薬局 熊本市中央区新町一丁目 8 番 13 号 株式会社 ファーマダイワ 代表取締役社長 岡山 善郎	居宅療養管理指導・介護予防居宅療 養管理指導	平成 28 年 1 月 1 日
居宅介護支援センターアルク 熊本市中央区水前寺 2-4-34-303 シルバーパレス 101 株式会社 三和 代表取締役 林田 昇三	居宅介護支援	平成 28 年 2 月 1 日

告示 第 9 5 号

平成 28 年 2 月 24 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
きずな株式会社 訪問介護サービス 熊本市西区城山下代二丁目 6-25-201 きずな株式会社 代表取締役 前田 伸太郎	平成 28 年 2 月 1 日	所在地変更

## 告 示 第 9 6 号

平成 28 年 2 月 24 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
丸十薬局 熊本市中央区南熊本三丁目 7-25 有限会社 幸生 代表取締役 中村 芳生	平成 24 年 11 月 30 日
ファルコはやぶさ薬局 辛島店 熊本市中央区新市街 7 番 2 1 号 株式会社 ファルコファーマシーズ 代表取締役 松原 宣正	平成 28 年 1 月 31 日

## 告 示 第 9 9 号

平成 28 年 2 月 26 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 件

## 告 示 第 1 0 0 号

平成 28 年 2 月 26 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項

別表のとおり（登載省略）

## 2 売却又は廃棄の年月日

平成 28 年 2 月 26 日

## 3 売却又は廃棄の台数

自転車 154 台

## 告 示 第 1 0 1 号

平成 28 年 2 月 26 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 督促状送達の効力の発生日  
この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日
- 2 督促状の内容、送達を受けるべき者の住所及び氏名  
登載省略

告 示 第 1 0 2 号

平成 2 8 年 2 月 2 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の認可をしたので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 名称  
川上校区第 2 1 町内自治会
- 2 規約に定める目的  
本会は、地域住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び発展に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。
  - (1) 会員相互の連絡と親睦に関する事。
  - (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関する事。
  - (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関する事。
  - (4) 福利、厚生に関する事。
  - (5) 交通安全、防犯、防火等に関する事。
  - (6) その他目的達成に必要な事。
- 3 区域  
本会の区域は、熊本市北区鹿子木町 2 7 4 番から 2 7 8 番まで、3 0 8 番から 4 6 7 番 3 まで（ただし、3 5 3 番 2、3 5 8 番 4、3 5 8 番 7、及び 3 5 8 番 8 を除く）、4 7 7 番から 4 8 0 番まで、4 9 5 番から 6 4 3 番まで（ただし、5 5 8 番を除く。）、7 7 3 番から 7 7 7 番まで、及び 7 8 2 番の区域とする。
- 4 主たる事務所  
熊本市北区鹿子木町 5 5 5 番 2
- 5 代表者の氏名  
上村 博則
- 6 代表者の住所  
熊本市北区鹿子木町 3 3 6
- 7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無  
無
- 8 代理人の有無  
無
- 9 解散の事由  
地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。
- 1 0 認可年月日  
平成 2 8 年 2 月 2 5 日

告 示 第 1 0 3 号

平成 2 8 年 2 月 2 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び

介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11876	学研ココファン小峯ヘルパーセンター 熊本市東区小峯三丁目1番10号	株式会社 学研ココファン 東京都品川区西五反田二丁目11番8号 代表取締役 五郎丸 徹	平成28年3月1日	訪問介護
43701 11876	学研ココファン小峯ヘルパーセンター 熊本市東区小峯三丁目1番10号	株式会社 学研ココファン 東京都品川区西五反田二丁目11番8号 代表取締役 五郎丸 徹	平成28年3月1日	介護予防訪問介護

告 示 第 1 0 4 号

平成 2 8 年 2 月 2 9 日

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43701 02495	ヘルパーステーション近見 熊本市南区近見八丁目14番55号	医療法人社団起幸会 熊本市南区近見八丁目14番55号 理事長 西春 泰司	平成28年3月31日	訪問介護 介護予防訪問介護

告 示 第 1 0 5 号

平成 2 8 年 2 月 2 9 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 督促状送達の効力の発生日  
この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
  - (1) 固定資産税 445件
  - (2) 市県民税(特別徴収) 13件
  - (3) 法人市民税 1件

**公 告**

公告第 125 号

平成 28 年 2 月 16 日

熊本市北区植木町木留地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 地図及び簿冊の名称  
地籍図原図の写し、地籍簿案
- 2 閲覧期間  
平成 28 年 2 月 17 日から平成 28 年 3 月 7 日まで 20 日間
- 3 閲覧場所  
熊本市北区役所 土木管理課地籍調査班 （2 月 17 日から 2 月 22 日まで）  
北区植木町笹尾公民館 （2 月 23 日から 2 月 24 日まで）  
北区植木町木留公民館 （2 月 25 日から 2 月 26 日まで）  
熊本市北区役所 土木管理課地籍調査班 （2 月 27 日から 3 月 7 日まで）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日 9 時（笹尾公民館及び木留公民館においては 9 時 30 分）から 16 時までの間とする。ただし、2 月 20、21 日 3 月 5、6 日は除く。

公告第 126 号

平成 28 年 2 月 16 日

熊本市北区植木町有泉・小野・石川地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 地図及び簿冊の名称  
地籍図原図の写し、地籍簿案
- 2 閲覧期間  
平成 28 年 2 月 17 日から平成 28 年 3 月 7 日まで 20 日間
- 3 閲覧場所  
北区植木町石川公民館 （2 月 17 日から 2 月 18 日まで）  
北区植木町有泉公民館 （2 月 19 日から 2 月 22 日まで）  
熊本市北区役所土木管理課地籍調査班 （2 月 23 日から 2 月 28 日まで）  
北区植木町小野公民館 （2 月 29 日から 3 月 1 日まで）  
熊本市北区役所土木管理課地籍調査班 （3 月 2 日から 3 月 7 日まで）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日 9 時（石川公民館、有泉公民館及び小野公民館においては 9 時 30 分）から 16 時までの間とする。ただし、2 月 20、21 日 3 月 5、6 日は除く。

## 公告第 127 号

平成 28 年 2 月 16 日

熊本市東区戸島町の一部、東区戸島六丁目の一部、北区硯川町の一部、北区北迫町の一部の地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 地図及び簿冊の名称  
地籍図原図の写し、地籍簿案
- 2 閲覧期間  
平成 28 年 2 月 17 日から平成 28 年 3 月 7 日まで 20 日間
- 3 閲覧場所  
熊本市役所土木管理課地籍調査班（2 月 17 日から 3 月 7 日まで）  
託麻東校区第七町内日向上公民館（2 月 25 日、2 月 26 日）  
西里校区第十町内田上公民館（2 月 29 日）  
熊本市北部まちづくり交流室公民館 2 階中会議室（3 月 1 日）  
熊本市託麻公民館 2 階 A 会議室（3 月 2 日、3 月 3 日）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等の訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧場所が熊本市役所土木管理課地籍調査班においての開催時間は、期間中の土曜日、日曜日以外の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。それ以外の場所についての開催時間は午前 10 時から午後 4 時までの間とする。

## 公告第 130 号

平成 28 年 2 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区城南町舞原字三和原 1328 番 11  
231.10 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

## 公告第 132 号

平成 28 年 2 月 17 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 変更内容  
(1) 農用地利用計画の変更

番号	変更しようとする土地の所在	面積 (㎡)	変更理由

1	北区硯川町字西原 4 4 2 番の一部、4 4 3 番の一部	5 0 0	公民館建て替えに伴う除外
2	西区沖新町字小島割 2 7 1 番 1 の一部	5 0 0	墓地拡張に伴う除外
3	南区内田町字小築籠 1 9 1 2 番、1 9 1 3 番	4 6 5 9	編入
4	南区内田町字小築籠 1 9 1 4 番、1 9 1 4 番 1	5 8 1 9	編入
5	南区城南町出水字金免 7 0 6 番 1	9 0 7	編入
6	北区植木町平井字佐野河原 8 6 3 番 1、8 6 6 番 1、8 6 7 番 1、8 6 8 番 1	—	町及び字の区域の変更に伴う町名変更(旧泗水町南田島字佐野田)

## 2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課  
熊本市中央区役所総務企画課  
熊本市東区役所農業振興課  
熊本市西区役所農業振興課  
熊本市南区役所農業振興課  
熊本市北区役所農業振興課

公告 第 1 3 3 号

平成 2 8 年 2 月 1 7 日

建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 7 3 条第 1 項の規定に基づき建築協定の認可をしたので、同法第 7 3 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 認可番号

指令(建指)第 1 号

## 2 認可年月日

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

## 3 申請者

熊本県菊池市赤星 2 1 1 4 番地 1

株式会社八方建設

代表取締役 前川 浩志

## 4 協定の名称

THE LAST RESORT 水前寺建築協定

## 5 協定の区域

熊本市中央区水前寺四丁目 7 1 番 1 0 外 7 筆

## 6 協定の内容

関係書類は次の要領で関係者の縦覧に供する。

## (1) 縦覧場所

熊本市都市建設局建築指導課

公告 第 1 4 2 号

平成 2 8 年 2 月 2 2 日

大規模小売店舗立地法(平成 1 0 年法律第 9 1 号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 8 年 6 月 2 2 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニー水前寺店

熊本市中央区水前寺一丁目 1 7 番 2 9 号

## 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
合同会社西友	代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

(変更後)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
合同会社西友	代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛	東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

## 3 変更の年月日

代表者変更 平成 2 7 年 5 月 1 2 日

代表社員の組織変更 (商号変更) 平成 2 7 年 1 1 月 1 日

## 4 変更する理由

設置者及び小売業を行う者の代表者が変更したため。

## 5 届出年月日

平成 2 8 年 2 月 1 2 日

## 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

## (2) 縦覧期間

平成 2 8 年 2 月 2 2 日から平成 2 8 年 6 月 2 2 日まで

公 告 第 1 5 3 号

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区中島町字上割 1 5 3 2 番 2、1 5 3 2 番 3、1 5 3 2 番 5、1 5 3 2 番 6

4 8 2. 9 2 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公 告 第 1 5 4 号

平成 2 8 年 2 月 2 5 日

都市公園法 (昭和 3 1 年法律第 7 9 号) 第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦

覽に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 名称及び位置

名称		位置
番号	公園名	
2・693	重富外無田南公園	熊本市東区画区町大字重富字外無田947番16

2 供用開始の期日

平成28年2月25日

公 告 第 1 5 5 号

平成28年2月25日

次のとおり換価財産の最高価申込者を決定したので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 換価財産

売却区分番号 1

【土地の表示】

所在 熊本市北区大窪四丁目

地番 875番132

地目 山林（現況、雑種地）

地積 1323.00㎡

2 最高価申込価額

売却区分番号1 19,300,000円

3 最高価申込者氏名又は名称

売却区分番号1 熊本利水工業株式会社

4 最高価申込者の決定年月日

平成28年2月24日（水）

5 売却決定日時及び場所

日時：平成28年3月2日（水）午前10時

場所：熊本市財政局納税課

公 告 第 1 5 6 号

平成28年2月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区八分字町字中屋敷3013番2、3014番3

373.54平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公 告 第 1 6 0 号

平成28年2月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区広木町345番1  
1, 337.26平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区八景水谷一丁目23番32号  
株式会社 コスモホーム  
代表取締役 齋藤 和之

---

公 告 第 1 6 2 号

平成28年2月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区戸坂町177番44の一部、177番45、177番46の一部、177番47  
2, 572.28平方メートル（1工区）
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市西区戸坂町177番44  
社会福祉法人 立志福社会  
理事長 志垣 祥一郎

---

公 告 第 1 6 4 号

平成28年2月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画の種類及び名称  
熊本都市計画地区計画の決定 龍田4丁目地区地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市北区龍田4丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課  
北区役所総務企画課
- 4 縦覧期間  
平成28年2月29日から平成28年3月14日まで

---

公 告 第 1 6 6 号

平成28年2月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区植木町富応字西原 1 2 9 9 番 6 6  
4 9 9 . 9 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

公 告 第 1 6 7 号  
平成 2 8 年 2 月 2 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区戸島西七丁目 2 7 5 8 番 1、2 7 5 8 番 2、2 7 7 7 番 1 2 及び法定外公共物（道路）の一部  
2, 1 5 1 . 0 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区安政町 2 番 1 5 号  
株式会社 熊本のれん会  
代表取締役 横溝 康秀

公 告 第 1 6 8 号  
平成 2 8 年 2 月 2 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区小山町 1 6 6 0 番 1、1 6 6 0 番 3、1 6 6 0 番 4、1 6 6 0 番 5、1 6 6 1 番 1、  
1 6 6 1 番 3、1 6 6 2 番 2、1 6 6 6 番 3、1 6 6 7 番 1 5、1 6 6 7 番 1 6、1 6 8 1 番 2、  
1 6 8 1 番 4  
4, 6 2 2 . 5 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区長嶺南八丁目 1 1 番 4 0 号  
三智開発 株式会社  
代表取締役 原 美保

## 中 央 区

中 央 区 告 示 第 4 号  
平成 2 8 年 2 月 2 4 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 8 年 2 月 1 6 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

## 上 下 水 道 局

上下水道局告示第 7 号

平成 28 年 2 月 24 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 797 号	熊本市北区梶尾町 1745 番地 142 株式会社牛島公司工業 代表取締役 牛島 裕子	平成 28 年 2 月 18 日

上下水道局告示第 8 号

平成 28 年 2 月 29 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 798 号	上益城郡益城町木山 473 番地 1 NEO STYLE 代表者 増田 大介	平成 28 年 2 月 19 日

上下水道局告示第 9 号

平成 28 年 2 月 29 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 367 号	熊本市西区花園四丁目 11 番 12-3 号 フジモト設備 代表 藤本 知博	平成 28 年 2 月 17 日
		営業所の移転
第 358 号	熊本市北区植木町今藤 413 番地 1 株式会社松岡清掃公社 代表取締役 松岡 修	平成 28 年 2 月 17 日
		商号の変更

上下水道局告示第 10 号

平成 28 年 2 月 29 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第742号	上益城郡益城町木山473番地1 NEO STYLE 代表者 増田 大介	平成28年2月17日

上下水道局告示第11号

平成28年2月29日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第22条第1号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田 勝博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第743号	熊本市南区城南町藤山3280番地1 有限会社安達商会 代表取締役 安達 栄児	平成28年2月18日
第744号	熊本市北区梶尾町1745番地142 株式会社牛島公司工業 代表取締役 牛島 裕子	平成28年2月19日

## 教 育 委 員 会

教委告示第3号

平成28年2月19日

熊本市立小学校及び中学校通学区域（平成27年教委告示第3号）の一部を次のように改正する。

熊本市教育委員会 教育長 岡 昭 二

## 1 龍田西小学校の新設によるもの

## (1) 小学校通学区域表中

「

龍田小	北区	黒髪7丁目		無番地、 100番地～164番地
		龍田陳内1丁目	全域	
		龍田陳内2丁目	全域	全域
		龍田陳内3・4丁目	全域	
		龍田弓削1丁目	全域	
		龍田弓削2丁目	1番～3番、 4番1号～10号、 5番～8番	
		龍田1・2丁目	全域	
		龍田3丁目	全域	全域
		龍田4丁目	1番～28番、 29番2号、 29番6号、 29番63号～92号、 30番78号～85号	

		龍田 5 丁目	1 番 1 号~6 号、 1 番 99 号~101 号、 4 番~8 番、 12 番 4 号~33 号、 12 番 74 号~105 号	
		龍田 6・7 丁目	全域	
		龍田 8 丁目	1 番~13 番、 14 番 1 号~28 号、 14 番 43 号、 14 番 100 号~105 号、 14 番 109 号、 14 番 115 号~130 号、 15 番 100 号~128 号、 15 番 146 号~153 号、 16 番~21 番	
		龍田 9 丁目	1 番	

を

龍田小	北区	龍田陳内 3 丁目	26 番 22 号、 26 番 25 号、 28 番 39 号~41 号	
		龍田弓削 1 丁目	全域	
		龍田弓削 2 丁目	1 番~3 番、 4 番 1 号~10 号、 5 番~8 番	
		龍田 1 丁目	全域	
		龍田 2 丁目	1 番~7 番、 15 番~23 番、 25 番~30 番、 31 番 90 号	
		龍田 4 丁目	1 番~28 番、 29 番 2 号、 29 番 6 号、 29 番 63 号~92 号、 30 番 78 号~85 号	
		龍田 5 丁目	1 番 1 号~6 号、 1 番 99 号~101 号、 4 番~8 番、 12 番 4 号~33 号、 12 番 74 号~105 号	
		龍田 6・7 丁目	全域	

		龍田 8 丁目	1 番～13 番、 14 番 1 号～28 号、 14 番 43 号、 14 番 100 号～105 号、 14 番 109 号、 14 番 115 号～131 号、 15 番 100 号～128 号、 15 番 146 号～153 号、 16 番～21 番	
		龍田 9 丁目	1 番	

に改め、

「

力合西小	南区	荒尾町		全域
		荒尾 1 丁目	全域	
		荒尾 2 丁目	全域	
		荒尾 3 丁目	全域	
		薄場町		全域
		薄場 1 丁目	全域	
		薄場 2 丁目	全域	
		薄場 3 丁目	全域	
		合志 4 丁目	全域	
		島町 1 丁目	全域	
		島町 2 丁目	全域	
		島町 3 丁目	全域	
		白藤 5 丁目	全域	
		鳶町 1 丁目	全域	
		鳶町 2 丁目	全域	
		野口町		全域
		野口 1 丁目	全域	
野口 2 丁目	全域			
野口 3 丁目	全域			
野口 4 丁目	全域			

を

「

力合西小	南区	荒尾町		全域
		荒尾 1 丁目	全域	
		荒尾 2 丁目	全域	
		荒尾 3 丁目	全域	
		薄場町		全域
		薄場 1 丁目	全域	
		薄場 2 丁目	全域	
		薄場 3 丁目	全域	

		合志 4 丁目	全域	
		島町 1 丁目	全域	
		島町 2 丁目	全域	
		島町 3 丁目	全域	
		白藤 5 丁目	全域	
		鳶町 1 丁目	全域	
		鳶町 2 丁目	全域	
		野口町		全域
		野口 1 丁目	全域	
		野口 2 丁目	全域	
		野口 3 丁目	全域	
		野口 4 丁目	全域	
		龍田西小	北区	黒髪 7 丁目
龍田陳内 1 丁目	全域			
龍田陳内 2 丁目	全域			全域
龍田陳内 3 丁目	1 番～25 番、 26 番 1 号～21 号、 26 番 23 号～24 号、 27 番、 28 番 1 号～38 号、 28 番 42 号～58 号、 29 番～38 番			
龍田陳内 4 丁目	全域			
龍田 2 丁目	8 番～14 番、 24 番 1 号～30 号、 24 番 69 号～77 号、 31 番 135 号～161 号、 32 番～41 番			
龍田 3 丁目	全域			全域

に改める。

(2) 中学校通学区域表中

「

龍田中	北区	黒髪 7 丁目		無番地、 100 番地～164 番地	龍田小
		龍田陳内 1 丁目	全域		
		龍田陳内 2 丁目	全域	全域	
		龍田陳内 3・4 丁目	全域		
		龍田弓削 1 丁目	全域		
		龍田弓削 2 丁目	1 番～3 番、 4 番 1 号～10 号、 5 番～8 番		
		龍田 1・2 丁目	全域		
		龍田 3 丁目	全域	全域	

		龍田 4 丁目	1 番～28 番、 29 番 2 号、 29 番 6 号、 29 番 63 号～92 号、 30 番 78 号～85 号	
		龍田 5 丁目	1 番 1 号～6 号、 1 番 99 号～101 号、 4 番～8 番、 12 番 4 号～33 号、 12 番 74 号～105 号	
		龍田 6・7 丁目	全域	
		龍田 8 丁目	1 番～13 番、 14 番 1 号～28 号、 14 番 43 号、 14 番 100 号～105 号、 14 番 109 号、 14 番 115 号～130 号、 15 番 100 号～128 号、 15 番 146 号～153 号、 16 番～21 番	
		龍田 9 丁目	1 番	

を

「

龍田中	北区	龍田陳内 3 丁目	26 番 22 号、 26 番 25 号、 28 番 39 号～41 号	龍田小
		龍田弓削 1 丁目	全域	
		龍田弓削 2 丁目	1 番～3 番、 4 番 1 号～10 号、 5 番～8 番	
		龍田 1 丁目	全域	
		龍田 2 丁目	1 番～7 番、 15 番～23 番、 25 番～30 番、 31 番 90 号	

	龍田 4 丁目	1 番～28 番、 29 番 2 号、 29 番 6 号、 29 番 63 号～92 号、 30 番 78 号～85 号		
	龍田 5 丁目	1 番 1 号～6 号、 1 番 99 号～101 号、 4 番～8 番、 12 番 4 号～33 号、 12 番 74 号～105 号		
	龍田 6・7 丁目	全域		
	龍田 8 丁目	1 番～13 番、 14 番 1 号～28 号、 14 番 43 号、 14 番 100 号～105 号、 14 番 109 号、 14 番 115 号～131 号、 15 番 100 号～128 号、 15 番 146 号～153 号、 16 番～21 番		
	龍田 9 丁目	1 番		
	黒髪 7 丁目		無番地、 100 番地～164 番地	
	龍田陳内 1 丁目	全域		
	龍田陳内 2 丁目	全域	全域	
	龍田陳内 3 丁目	1 番～25 番、 26 番 1 号～21 号、 26 番 23 号～24 号、 27 番、 28 番 1 号～38 号、 28 番 42 号～58 号、 29 番～38 番		龍田西小
	龍田陳内 4 丁目	全域		

		龍田 2 丁目	8 番～14 番、 24 番 1 号～30 号、 24 番 69 号～77 号、 31 番 135 号～161 号、 32 番～41 番		
		龍田 3 丁目	全域	全域	

に改める。

2 その他

(1) 小学校通学区域表中

「

田迎小	南区	出仲間 1 丁目	2 番 5 号～26 号、 10 番～12 番	
		出仲間 2 丁目	全域	
		出仲間 3 丁目	1 番、 2 番、 7 番	
		出仲間 4 丁目	1 番～16 番	
		出仲間 5 丁目	全域	
		出仲間 6 丁目	全域	
		出仲間 7 丁目	全域	
		出仲間 8 丁目	全域	
		出仲間 9 丁目	全域	
		田井島 1 丁目	全域	
		田迎町大字田井島		681 番地、 687 番地、 756 番地、 758 番地、 762 番地、 765 番地、 770 番地、 771 番地、 773 番地

」

を

「

田迎小	南区	出仲間 1 丁目	2 番 5 号～26 号、 10 番～12 番	
		出仲間 2 丁目	全域	
		出仲間 3 丁目	1 番、 2 番、 7 番	
		出仲間 4 丁目	1 番～16 番	

」

		出仲間 5 丁目	全域	
		出仲間 6 丁目	全域	
		出仲間 7 丁目	全域	
		出仲間 8 丁目	全域	
		出仲間 9 丁目	全域	
		田井島 1 丁目	全域	
		田迎町大字田井島		681 番地、 687 番地、 756 番地、 758 番地、 762 番地、 765 番地、 770 番地、 771 番地、 772 番地、 773 番地

に改め、

「

出水南小	中央区	出水 2 丁目	3 番	
		出水 3 丁目	1 番～3 番、 4 番 1 号～9 号、 4 番 36 号～41 号、 5 番 31 号～80 号、 6 番～13 番	
		出水 4 丁目	1 番～3 番、 5 番～16 番、 17 番 1 号～11 号、 17 番 29 号～54 号、 21 番 1 号～3 号、 21 番 16 号～31 号、 22 番～39 番	
		出水 5 丁目	全域	
		出水 6 丁目	全域	
		出水 7 丁目	全域	全域
		出水 8 丁目	1 番～6 番、 7 番 1 号～69 号、 8 番～44 番	571 番地、 572 番地
		江津 2 丁目	1 番 20 号～43 号、 9 番 15 号～22 号、 32 番 1 号～9 号、 32 番 12 号～13 号、 32 番 105 号～113 号、 33 番	

を

「

出水南小	中央区	出水 2 丁目	3 番	
		出水 3 丁目	1 番～3 番、 4 番 1 号～9 号、 4 番 36 号～41 号、 5 番 31 号～88 号、 6 番～13 番	
		出水 4 丁目	1 番～3 番、 5 番～16 番、 17 番 1 号～11 号、 17 番 29 号～54 号、 21 番 1 号～3 号、 21 番 16 号～31 号、 22 番～39 番	
		出水 5 丁目	全域	
		出水 6 丁目	全域	
		出水 7 丁目	全域	全域
		出水 8 丁目	1 番～6 番、 7 番 1 号～69 号、 8 番～44 番	571 番地、 572 番地
		江津 2 丁目	1 番 20 号～43 号、 9 番 15 号～22 号、 32 番 1 号～9 号、 32 番 12 号～13 号、 32 番 1YY+～113 号、 33 番	

」

に改める。

(2) 中学校通学区域の表中

「

出水中	中央区	(略)		
		出水 2 丁目	3 番	
		出水 3 丁目	1 番～3 番、 4 番 1 号～9 号、 4 番 36 号～41 号、 5 番 31 号～80 号、 6 番～13 番	
出水 4 丁目	1 番～3 番、 5 番～16 番、 17 番 1 号～11 号、 17 番 29 号～54 号、 21 番 1 号～3 号、 21 番 16 号～31 号、 22 番～39 番		出水南小 の一部	

		出水 5 丁目	全域		
		出水 6 丁目	全域		
		出水 8 丁目	2 番、 5 番～6 番、 7 番 1 号～13 号、 7 番 55 号～69 号、 9 番 1 号～30 号、 9 番 86 号～95 号		
		江津 2 丁目	1 番 20 号～43 号、 9 番 15 号～22 号		

を

出水中	中央区	(略)				出水南小 の一部
		出水 2 丁目	3 番			
		出水 3 丁目	1 番～3 番、 4 番 1 号～9 号、 4 番 36 号～41 号、 5 番 31 号～88 号、 6 番～13 番			
		出水 4 丁目	1 番～3 番、 5 番～16 番、 17 番 1 号～11 号、 17 番 29 号～54 号、 21 番 1 号～3 号、 21 番 16 号～31 号、 22 番～39 番			
		出水 5 丁目	全域			
		出水 6 丁目	全域			
		出水 8 丁目	2 番、 5 番～6 番、 7 番 1 号～13 号、 7 番 55 号～69 号、 9 番 1 号～30 号、 9 番 86 号～95 号			
		江津 2 丁目	1 番 20 号～43 号、 9 番 15 号～22 号			

に改め、

託麻中	南区	(略)			
		出仲間 1 丁目	2 番 5 号～26 号、 10 番～12 番		田迎小
		出仲間 2 丁目	全域		
		出仲間 3 丁目	1 番、		

			2番、 7番		
		出仲間4丁目	1番~16番		
		出仲間5丁目	全域		
		出仲間6丁目	全域		
		出仲間7丁目	全域		
		出仲間8丁目	全域		
		出仲間9丁目	全域		
		田井島1丁目	全域		
		田迎町大字田井島		681番地、 687番地、 756番地、 758番地、 762番地、 765番地、 770番地、 771番地、 773番地	
		(略)			

を

「

		(略)			
		出仲間1丁目	2番5号~26号、 10番~12番		
		出仲間2丁目	全域		
		出仲間3丁目	1番、 2番、 7番		
		出仲間4丁目	1番~16番		
		出仲間5丁目	全域		
		出仲間6丁目	全域		
		出仲間7丁目	全域		
		出仲間8丁目	全域		
		出仲間9丁目	全域		
		田井島1丁目	全域		
託麻中	南区	田迎町大字田井島		681番地、 687番地、 756番地、 758番地、 762番地、 765番地、 770番地、 771番地、 772番地	田迎小

				773 番地	
(略)					

に改める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 監 査

監 委 公 告 第 3 号

平成 28 年 2 月 22 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 27 年度の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）する。

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

公営企業定期監査（財務）

第 1 監査の対象

病院局

交通局

第 2 監査の方法及び期間

1 監査の方法

今回の監査は、平成 27 年 7 月末日現在における関係事務事業及び財務処理の状況について資料の提出を求め、関係帳簿、証ひょう類を照査し、その計数記録の正否を確かめ、現金預金及び有価証券を確認し、詳細について関係職員に質問するなどの方法で実施した。

2 監査の期間

平成 27 年 10 月 1 日から同月 30 日まで

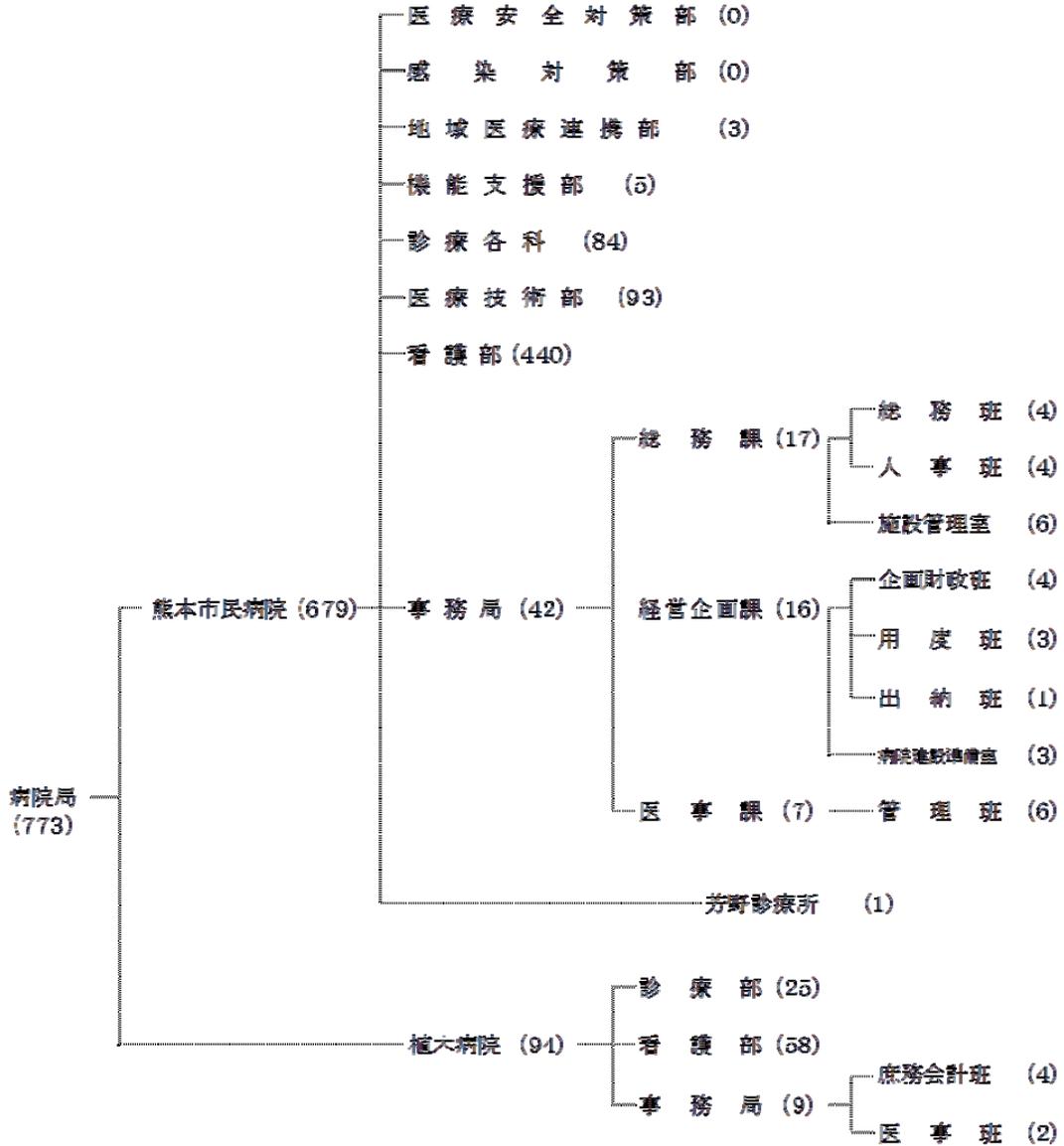
第 3 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

1 病院局

(1) 機構及び職員配置の状況について

平成 27 年 7 月末日における機構及び職員数（人）の状況は次図のとおりである。



(2) 予算の執行状況について

平成 27 年 7 月末日現在の予算の執行状況は、次表のとおりである。

予 算 の 執 行 状 況

(平成27年7月31日現在)

業 務 量		予 定 量 (人)	達 成 (実 施) 量 (人)	未 達 成 (未 実 施) 量 (人)	達 成 (実 施) 率 (%)
総 患 者 数		396,687	119,285	277,402	30.1
入 院 患 者		179,253	52,381	126,872	29.2
外 来 患 者		217,434	66,904	150,530	30.8
区 分		予 算 額 (円)	執 行 済 額 (円)	執 行 未 済 額 (円)	執 行 率 (%)
事	業 收 益	15,403,505,000	4,168,790,276	11,234,714,724	27.1
	医 業 收 益	12,236,374,000	3,263,768,493	8,972,605,507	26.7
	芳 野 診 療 所 医 業 收 益	37,906,000	12,693,936	25,212,064	33.5
	植 木 病 院 医 業 收 益	1,460,067,000	435,694,475	1,024,372,525	29.8
	医 業 外 收 益	1,280,016,000	67,415,302	1,212,600,698	5.3
	芳 野 診 療 所 医 業 外 收 益	28,215,000	30,360	28,184,640	0.1
	植 木 病 院 医 業 外 收 益	216,536,000	1,658,558	214,877,442	0.8
	特 別 利 益	134,324,000	380,557,474	△ 246,233,474	283.3
	芳 野 診 療 所 特 別 利 益	500,000	351,247	148,753	70.2
	植 木 病 院 特 別 利 益	9,567,000	6,620,431	2,946,569	69.2
事	業 費 用	15,403,505,000	3,890,105,660	11,513,399,340	25.3
	医 業 費 用	13,416,819,000	3,351,218,904	10,065,600,096	25.0
	芳 野 診 療 所 医 業 費 用	64,849,000	15,529,282	49,319,718	23.9
	植 木 病 院 医 業 費 用	1,590,234,000	390,614,622	1,199,619,378	24.6
	医 業 外 費 用	218,895,000	2,234,552	216,660,448	1.0
	芳 野 診 療 所 医 業 外 費 用	1,272,000	0	1,272,000	0.0
	植 木 病 院 医 業 外 費 用	93,436,000	0	93,436,000	0.0
	特 別 損 失	5,000,000	121,008,695	△ 116,008,695	2,420.2
	芳 野 診 療 所 特 別 損 失	500,000	82,046	417,954	16.4
	植 木 病 院 特 別 損 失	500,000	9,417,559	△ 8,917,559	1,883.5
	予 備 費	12,000,000	0	12,000,000	0.0
資	本 的 収 入	1,253,180,000	0	1,253,180,000	0.0
	企 業 債	469,700,000	0	469,700,000	0.0
	植 木 病 院 企 業 債	69,700,000	0	69,700,000	0.0
	他 会 計 出 資 金	511,871,000	0	511,871,000	0.0
	植 木 病 院 他 会 計 出 資 金	113,349,000	0	113,349,000	0.0
	国 庫 ( 県 ) 補 助 金	88,560,000	0	88,560,000	0.0
資	本 的 支 出	1,776,757,000	23,725,047	1,753,031,953	1.3
	建 設 改 良 費	611,102,000	22,342,647	588,759,353	3.7
	植 木 病 院 建 設 改 良 費	72,387,000	1,382,400	71,004,600	1.9
	企 業 債 償 還 金	918,598,000	0	918,598,000	0.0
	植 木 病 院 企 業 債 償 還 金	174,592,000	0	174,592,000	0.0
	補 助 金 返 還 金	78,000	0	78,000	0.0
限 度 額	企 業 債	539,400,000	0	539,400,000	0.0
	市民病院医療機械器具整備事業	450,500,000	0	450,500,000	0.0
	市民病院旧看護師宿舍跡地整備事業	11,700,000	0	11,700,000	0.0
	市民病院土壌汚染分析調査業務委託事業	7,500,000	0	7,500,000	0.0
	植木病院医療機械器具整備事業	69,700,000	0	69,700,000	0.0
一	時 借 入 金	5,000,000,000	1,600,000,000	3,400,000,000	32.0
た	な 卸 資 産 購 入 費	2,300,000,000	483,006,370	1,816,993,630	21.0
流 止 事 項	職 員 給 与 費	8,451,439,000	2,265,909,826	6,185,529,174	26.8
	交 際 費	100,000	90,000	10,000	90.0

**(3) 結論**

財務に関する事務の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

**【指摘事項 1】 契約及び支払事務の適正な執行について：病院局共通**

契約に係る伺及び契約書の作成並びに支払事務において、下記のような事例が見受けられた。

① 実施伺いや契約締結伺いに記載すべき長期継続契約である旨、単価契約である場合の執行予定総額、見積書の徴取を 1 通とする場合の根拠規定及び具体的理由など必須項目の記載漏れが散見された。

② 支払事務において、見積書、納品書、完了届などの内容不備が散見され、検査調書等における確認印漏れや異なる案件の検査調書が支払い書類に添付されているものも見受けられた。

この指摘事項は網羅的な内容となっているが、起案者等の自己チェック、決裁ルート上の職員によるチェック及び出納担当者による審査が適正に行われてさえいれば発生しなかったものである。このことから内部統制機能を十分に発揮させ、適正な事務執行となるよう努められたい。

また、病院局においては、事務職員と比べて医師及び技術職員等が圧倒的に多いという特殊な職場である点は理解できるが、病院局の職員である以上、財務事務に関わる場合には地方公営企業法等の法令や例規に従わなければならないという前提があることを全職員に再確認させ、事務の執行に関して可能な限り協力を求めるなどの局内連携を図り、適正な事務が無理なく執行できる体制の構築も進められたい。

**【指摘事項 2】 支払事務における審査の適正化について：市民病院事務局 経営企画課**

支払における支出命令書等の財務書類の審査において、見積書、納品書（又は完了届）及び請求書並びに病院局で作成された検査調書等の不備を指摘していたにも関わらず、それが修正されないまま支払われているものが見受けられた。

支払において、審査に付された必要書類は、支払のための根拠となる書類であり、これらが正確なものでなければ、当然支払うことはできないのであるから、未修正のままの支払いについては厳に慎まれたい。また、今回の監査において不適切な書類が多く見受けられたことから、確固とした審査体制の確立に努められたい。このことが組織内部の風紀を引き締め、内部統制の強化にも繋がるものであることから、審査の意義や重要性を認識され、適正な事務処理を行われたい。

**【指摘事項 3】 地方公営企業会計基準に基づく適正な事務の執行について：植木病院**

支払事務において、下記のような事例が見受けられた。

① 本来なら、支出負担行為、支出命令書の順に書類を作成すべきところを、月締めで一括処理とするために、安易に支出負担行為兼支出命令書が作成されているものが散見された。なお、この処理方法は、地方公営企業法に規定される発生主義を無視したものである。

② 支出命令書の起案日が、請求書の日付より前になっているものが散見された。

③ 請求を受けた日から起算して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定される支払期限を超過して支払われていたものが散見された。

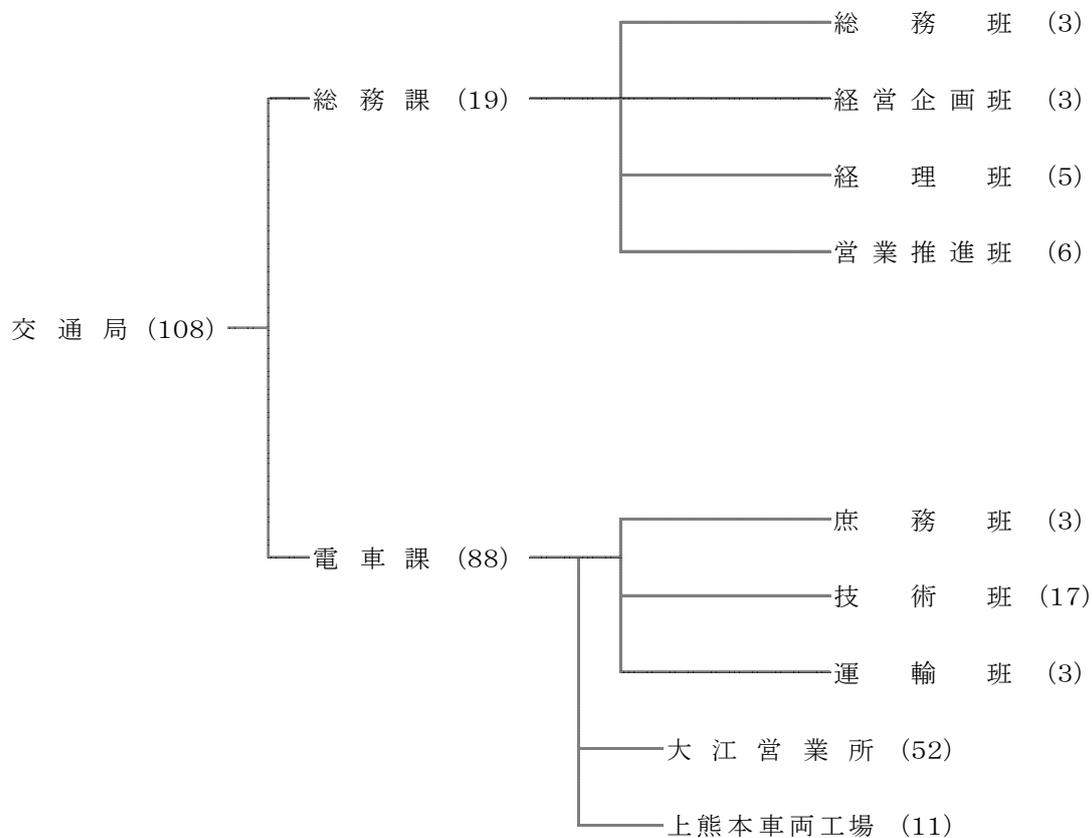
これらの事例は、熊本市に合併される前の植木病院において運用されていた財務処理をそのまま継続していたために発生したものであり、前回の監査でも指導を行ったものである。本来であれば速やかに是正されるべきものであったが、当時の経理システムの仕様が市民病院のものと異なっており、是正が不可能であったため、経過措置として残されたものである。

しかしながら、平成 26 年度に市民病院の経理システムが更新された際に、植木病院のシステムも統合されて是正が可能となっていたにも関わらず、今回のような事例が発生したことは看過できない。早急に、法令及び病院局会計規程に則った処理方法に改められたい。

2 交通局

(1) 機構及び職員配置の状況について

平成 27 年 7 月末日における機構及び職員数（人）の状況は次図のとおりである。



(2) 予算の執行状況について

平成 27 年 7 月末日現在の予算の執行状況は、次表のとおりである。

## 予 算 の 執 行 状 況

(平成27年7月31日現在)

業 務 量		予 定 量	達 成 (実 施) 量	未 達 成 (未 実 施) 量	達 成 (実 施) 率 (%)
軌 道	年 間 走 行 キ ロ	1,851,000 Km	581,546 Km	1,269,454 Km	31.4
	年 間 輸 送 人 員	10,821,000 人	3,740,874 人	7,080,126 人	34.6
区 分		予 算 額 (円)	執 行 済 額 (円)	執 行 未 済 額 (円)	執 行 率 (%)
事 業 収 益		3,587,300,000	1,487,354,546	2,099,945,454	41.5
軌 道 事 業		3,587,300,000	1,487,354,546	2,099,945,454	41.5
営 業 収 益		1,488,503,000	549,452,156	939,050,844	36.9
営 業 外 収 益		1,091,529,000	937,798,237	153,730,763	85.9
特 別 利 益		1,007,268,000	104,153	1,007,163,847	0.0
事 業 費 用		2,576,037,000	543,570,345	2,032,466,655	21.1
軌 道 事 業		2,576,037,000	543,570,345	2,032,466,655	21.1
営 業 費 用		2,421,414,000	532,034,995	1,889,379,005	22.0
営 業 外 費 用		134,092,000	4,297,846	129,794,154	3.2
特 別 損 失		20,531,000	7,237,504	13,293,496	35.3
資 本 的 収 入		974,688,000	33,354,052	941,333,948	3.4
軌 道 事 業		974,688,000	33,354,052	941,333,948	3.4
企 業 債		294,200,000	0	294,200,000	0.0
工 事 受 託 金		14,000,000	0	14,000,000	0.0
他 会 計 補 助 金		82,700,000	20,600,000	62,100,000	24.9
固 定 資 産 売 却 代 金		583,788,000	12,754,052	571,033,948	2.2
資 本 的 支 出		641,967,000	951,171	641,015,829	0.1
軌 道 事 業		637,967,000	951,171	637,015,829	0.1
建 設 改 良 費		389,118,000	265,143	388,852,857	0.1
企 業 債 償 還 金		248,162,000	0	248,162,000	0.0
国 (県) 補 助 金 返 還 金		687,000	686,028	972	99.9
予 備 費		4,000,000	0	4,000,000	0.0
予 備 費		4,000,000	0	4,000,000	0.0
限 度 額	企 業 債	294,200,000	0	294,200,000	0.0
	一 時 借 入 金	2,000,000,000	1,100,000,000	900,000,000	55.0
	た な 卸 資 産 購 入 費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
流 用 禁 止 事 項	職 員 給 与 費	1,479,778,000	253,311,196	1,226,466,804	17.1
	交 際 費	80,000	1,436	78,564	1.8
他 会 計 補 助 金 (一 般 会 計)		976,200,000	243,600,000	732,600,000	25.0

## (3) 結 論

財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## 公 営 企 業 定 期 監 査 (工 事)

## 第 1 監 査 の 対 象

## 1 監 査 対 象 局

病院局 総務課

上下水道局 計画調整課、水道整備課、下水道整備課、水相談課、西部上下水道センター、北部

上下水道センター、管路維持課、水運用課、水再生課、中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター、西部浄化センター

交通局 電車課

## 2 監査対象工事等

今回監査の対象としたものは、上記局において、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までに契約した工事請負及び工事に類する業務委託 457 件である。

このうち新規事業に伴うもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったものなどを重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる 56 件の工事及び委託について監査を実施した。

## 第 2 監査の方法及び期間

### 1 監査の方法

監査にあたっては、特に工事及び委託の計画、設計、積算、契約、施工等に関する事務が適正かつ効率的に行われているかについて書類を審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

### 2 監査の期間

平成 27 年 10 月 1 日から同年 11 月 6 日まで

## 第 3 監査の結果

### 1 病院局

適正に執行されているものと認められた。

### 2 上下水道局

適正に執行されているものと認められた。

### 3 交通局

適正に執行されているものと認められた。

資料 登載省略

---

監 委 公 告 第 4 号

平成 28 年 2 月 22 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 27 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）する。

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

## 財政援助（補助）団体監査

### 第 1 監査の対象

市が平成 26 年度に補助金等を交付した団体のうち次の 4 団体を抽出し、交付した補助金等に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

	1	2	3
補助(交付)団体名	熊本市中学校体育 部活動振興会	一般社団法人 熊本市保育園連盟	熊本市民健康 フェスティバル 実行委員会
補助(交付)金等の 名称	熊本市立中学校 運動部活動運営費補助金	立田山野外保育センター雑草の 森運営に関する 補助金	熊本市民健康 フェスティバル負担金
補助(交付)の目的	児童生徒の体力向上及び健康保 持増進に寄与する事業を行う団 体に対し、運営費補助金を交付 することにより、本市の学校体 育の振興を図る。	就学前児童の心身の健康と豊か な個性を育むことを目的として 設置された児童厚生施設立田山 野外保育センター雑草の森の運 営に係る支援を行う。	健康づくりをテーマに、保健医 療福祉関係団体と市民、市が一 体となり、それぞれの特性を活 かしながら、健康づくりに関す る情報を発信する。
補助(交付)対象経費 補助(交付)額 (補助率)	70,075,825 円 12,339,000 円 (17.6%)	16,938,000 円 8,100,000 円 (47.8%)	12,653,829 円 6,000,000 円 (47.4%)
所管の局 課	教育委員会 健康教育課	健康福祉子ども局 青少年育成課	健康福祉子ども局 健康づくり推進課
団体の設立目的	熊本市における中学校運動部活 動の充実、発展に寄与するとと もに、会員及び関係団体相互の 理解連携を目的とする。	乳幼児の健全な育成を図るため の事業及び保育園（児童福祉法 第 7 条に定める保育所をいう。） の資質向上に関する事業を行 い、よりよい社会福祉の発展に 寄与することを目的とする。	市民の健康及び予防衛生意識の 高揚並びに健康の維持増進に寄 与するための熊本市民健康フェ スティバルを整斉と実行するこ とを目的とする。

補助(交付)団体名	4 南区いきいきフェスタ 実行委員会
補助(交付)金等の名称	南区いきいきフェスタ 2014 開催に伴う負担金
補助(交付)の目的	南区まちづくりビジョンの基本目標に掲げる「食と農漁業」「歴史・文化」等、南区の特性を活かした地域団体等と行政との協働によるイベントを開催し、南区の魅力を区内外へ情報発信するとともに、地域間交流による賑わいを創出し、区民意識と区の一体感醸成を図ることを目的とする。
補助(交付)対象経費 補助(交付)額 (補助率)	5,061,000 円 4,715,000 円 (93.2%)
所管の局 課	南区役所 総務企画課
団体の設立目的	「南区いきいきフェスタ」事業を開催するにあたり、全体の総括及び広報を行い、各催事の企画調整及び各種団体等の協力・参加促進に関することを目的とする。

## 第 2 監査の方法及び期間

### 1 監査の方法

財政援助団体監査は、援助の目的及び条件に従って事業が実施されているか、また、補助金に係る出納その他の事務が適正に行われているかを監査の主眼として、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

### 2 監査の期間

平成 27 年 10 月 20 日から同月 22 日まで 一般社団法人熊本市保育園連盟  
平成 27 年 10 月 26 日から同月 29 日まで 熊本市中学校体育部活動振興会  
平成 27 年 11 月 2 日から同月 5 日まで 南区いきいきフェスタ実行委員会  
平成 27 年 11 月 4 日から同月 6 日まで 熊本市民健康フェスティバル実行委員会

## 第 3 監査の結果

### 1 熊本市中学校体育部活動振興会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

**【指摘事項】 補助対象経費について**

熊本市中学校体育部活動振興会（本部）の活動として、平成 27 年 2 月 14 日に研究協議会（部活動取組発表や講演会の開催等）が熊本交通センターホテルで開催され、その後、同ホテルで意見交換会（懇親会）が実施されていたが、その会費について、中学校運動部活動運営費補助金の補助対象経費となっていた。

各中学校の運動部活動運営費と補助金の額から判断した場合、補助金の交付額の決定には影響は生じないものの、当該補助金が部活動への運営費補助金を交付することにより、学校体育の振興を図ることを目的としたものであることから、意見交換会の会費については、交付要綱に定める対象経費であるとは考え難く、補助対象外とすべきである。補助事務の中において、適正な審査に努められたい。

**2 一般社団法人 熊本市保育園連盟**

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

**3 熊本市民健康フェスティバル実行委員会**

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

**4 南区いきいきフェスタ実行委員会**

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

**【指摘事項】 予算の執行について**

南区いきいきフェスタは、南区の魅力を外へ情報発信するとともに、地域間交流による賑わいを創出し、区の一体感の醸成を図ることを目的に、地域団体等と行政との協働によるイベントが平成 26 年 11 月 23 日に開催されたものである。

この予算の執行の中で、平成 27 年 2 月 2 日の実施伺いにより広報啓発物品としてフードインコート（スタッフ用ジャンパー）等 541,728 円が購入されていた。当物品は次年度事業以降に使用するため購入したものであり、当該年度事業では全く使用されていなかった。また、予算の執行にあたっては、決裁されることなく予備費等から流用され執行されていた。このことから、決算書において当物品代を支出した一般需用費の決算額が、予算額よりも大きく超過したものとなっていた。他の一部の科目においてもこのような状況が見受けられた。さらに、当物品代の支出において、規約により会計期間が平成 26 年 8 月 20 日から平成 27 年 3 月 31 日までとなっているにもかかわらず、会計期間を過ぎて支払われており、なおかつ、平成 27 年 3 月 31 日に実施された監事による監査報告においても適正なものとされ、十分な監査が行われていなかった。

当事業の実施にあたって、本市からの負担金は、当該年度事業における必要な経費の財源として交付されるものである。次年度事業以降に使用するフードインコート等の購入については不適切であり、本来ならば使用する年度の事業予算に計上し、執行すべきであった。

予備費等の流用については、実施伺いにその内容を記載することや熊本市公金外現金取扱要綱の規定に従い予算を補正するなどの手続きを取られたい。

また、支払いについても規約に定める会計期間内に完了されたい。

最後に、監事を指名する際はその役割を充分認識させ、実効性のある監査になるよう図られたい。

**5 共通事項****【意見】 財政援助団体・指定管理者への指導等について**

今回の財政援助団体・指定管理者の監査においては、本来、実質的に精査すべき審査事務が、例年繰り返行われている事務であるということから、必要書類が実績報告書として添付されていれば、書類審査が終了したかのような形式的な事務処理となっている状況が見受けられた。

このようなことから、所管課においては、財政援助団体・指定管理者へ単に補助金等を交付すれ

ば業務が終了するといった安易な考えではなく、本市の財政状況を考慮するとともに補助金等の財源は市民の税金であることに特に留意し、時には団体が緊張感を持つよう現場に足を運ぶことや、予算の執行状況、事業効果等の検証・評価、さらには団体に対する指導やアドバイスを行うなど、補助金等が最大限の効果を発揮するよう適正な事務の執行に努められたい。また、補助額についても適宜見直しを図られたい。

## 出資団体監査

### 第 1 監査の対象

市が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体のうち次の 1 団体を抽出し、平成 26 年度事業における出納その他の事務を監査の対象とした。

出資団体名	株式会社 熊本流通情報センター
出資額	100,000,000 円
出資比率	28.30% <sup>※1</sup>
所管の局・課	農水商工局・商工振興課

(※1) 株数によるもの

### 第 2 監査の方法及び期間

#### 1 監査の方法

出資団体監査については、出資目的に従って事業運営がなされているか、また、出納その他の事務が適正に行われているかを監査の主眼として、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

#### 2 監査の期間

平成 27 年 10 月 27 日から同月 29 日まで

### 第 3 監査対象団体の概要及び監査の結果

#### 1 監査対象団体の概要

##### (1) 会社の概要

当社は、熊本地域の卸・小売業を中心に製造業・運輸・倉庫業・金融業の流通情報ネットワークを形成し、受発注・配送・決済などのオンライン処理や情報サービスを提供する広域流通ネットワークシステムを構築、運営することを目的として、昭和 62 年 8 月に国（基盤技術研究促進センター）・県・市の行政と地元経済界の出資を受け、第三セクターとして設立された。

経営状況については、会社説率から 5 年間は国の出資制度（通信処理などの基盤技術研究に必要な資金への出資）により営業収入は制約され、平成 7 年度には資本金 6 億 5,430 万円に対し累積欠損金 6 億 4,170 万円と債務超過寸前の事態となったが、経営努力により翌年度には単年度黒字に転じた。しかし、依然として設立当初の試験研究開発事業に起因する多額の累積損失が経営上大きな負担となっていた。

その後、最大の株主であった国の機関である「基盤技術研究促進センター」が、行政改革の一環として平成 15 年 4 月に解散し、その持ち株は処分を前提として国の別機関に引き継がれたことに伴い、当社は平成 16 年 8 月に市本の減少を実施し（6 億 5,430 万円⇒9,800 万円、減資率 85.02%）、同年 9 月に国の持ち株を 3,566 万円（国出資金 3 億円の 11.89%）で自己株式として取得し、それを消却した。

減資分については主に累積欠損の補填に充てられ、また、平成 17 年からの 3 年間で株主への特別配当を行い「基盤技術研究促進センター」に関わる一連の処理を終了し、新たな事業の拡大を進めつつ現在に至っている。

なお、定款に規定されている株式の総数は7, 180株であるが、発行済株式総数の状況は次のとおりである。

株式総数登載省略

(2) 事業の目的

当会社の事業目的は、定款第2条により

- ア 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- イ 情報処理に関する調査、研究、開発業務
- ウ 情報処理に関する受委託業務
- エ 情報処理に関するコンサルティング、教育、研修業務
- オ 情報処理機器の賃貸、販売及び付随するソフトウェアの販売業務
- カ 労働者派遣業務
- キ コールセンター及びデータセンター業務
- ク 前各号に付帯し、又は関連する一切の業務

となっており、平成26年度は以下の事業が行われている。

(3) 平成26年度事業実績

ア 流通情報システム

卸会社と小売店間の受発注オンラインシステムである。

以下、登載省略。

イ 自治体コールセンター

総合案内コールセンター、電子入札コールセンター、各種システムのコールセンター及びヘルプデスクに関する事業。

以下、登載省略。

ウ 公共施設予約システム

公共施設予約システムを運用する事業。

以下、登載省略。

エ 医療情報システム

医療情報システムを運用管理する事業。

以下、登載省略。

オ ホスティング・ハウジング・インターネット・ASP情報発信用のサーバ機能を遠隔から顧客に利用させる事業（ホスティング）や、顧客の情報発信用のサーバなどを当会社の施設に設置する事業（ハウジング）、インターネットなどを通じてソフトウェアを顧客に遠隔から利用させる事業（ASP）。

以下、登載省略。

カ データセンター管理・保守業務

以下、登載省略。

キ クラウドコンピューティング

営業支援、顧客管理、各種業務システムの構築と人事給与、会計システム、バックアップなどのサービスを提供する事業。

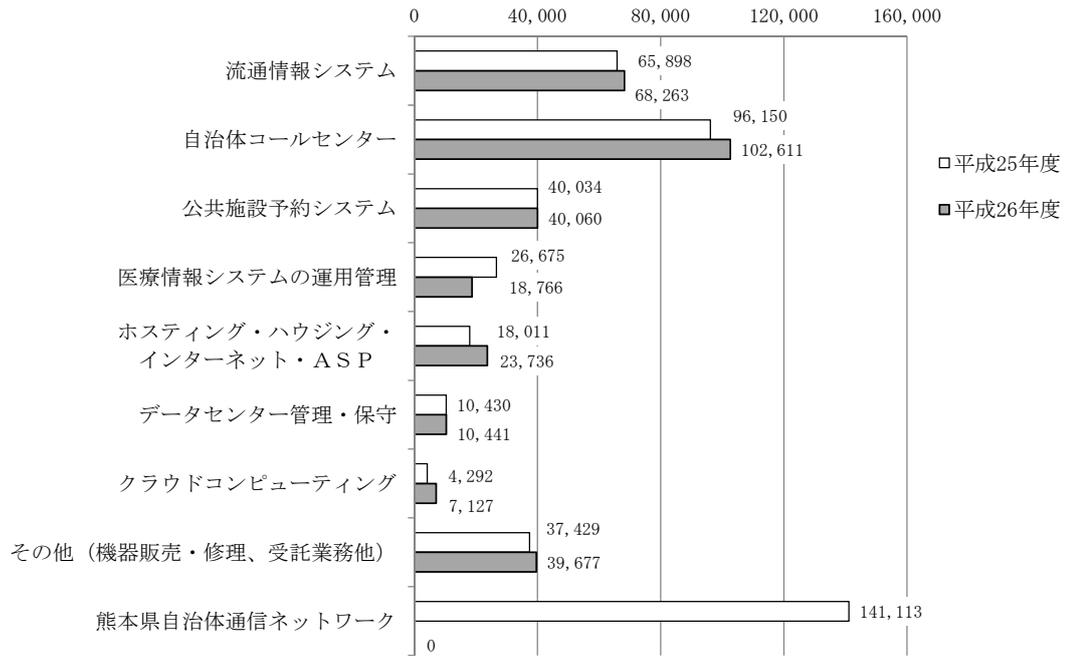
以下、登載省略。

ク その他（100万円以上）

機器販売や受託業務などの事業。

以下、登載省略。

※事業別売上高（平成 26 年度及び平成 25 年度の比較）



（単位：千円）

(4) 経営成績及び財政状態

ア 経営成績

平成 26 年度の損益計算書並びに原価の明細、販売費及び一般管理費の内訳は次のとおりである。

損 益 計 算 書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	平成26年度	平成25年度	増 減
I 売上高	310,681,463	440,032,062	△ 129,350,599
1 受発注システム収入	48,590,639	53,842,470	△ 5,251,831
2 個別情報システム収入	19,672,524	12,055,882	7,616,642
3 業務受託収入	213,012,303	342,504,110	△ 129,491,807
4 商品売上	27,100,797	29,677,200	△ 2,576,403
5 パソコン賃貸料	2,305,200	1,952,400	352,800
II 売上原価	263,026,274	339,041,792	△ 76,015,518
1 商品仕入	26,493,814	29,097,945	△ 2,604,131
2 当期売上原価	236,532,460	309,943,847	△ 73,411,387
売上総利益	47,655,189	100,990,270	△ 53,335,081
III 販売費及び一般管理費	61,461,357	65,068,342	△ 3,606,985
営業利益	△ 13,806,168	35,921,928	△ 49,728,096
IV 営業外収益	1,697,621	447,582	1,250,039
1 受取利息	284,077	104,607	179,470
2 雑収入	1,413,544	342,975	1,070,569
経常利益	△ 12,108,547	36,369,510	△ 48,478,057
V 特別損失	47,365	1,140,312	△ 1,092,947
1 固定資産除却費	47,365	1,140,312	△ 1,092,947
税引前当期純利益	△ 12,155,912	35,229,198	△ 47,385,110
法人税、住民税及び事業税	659,995	8,034,127	△ 7,374,132
当期純利益	△ 12,815,907	27,195,071	△ 40,010,978

## 原価の明細

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

科目	平成26年度	平成25年度	増減
材料部品費	1,677,640	4,417,295	△ 2,739,655
外注費	—	109,300	△ 109,300
電算機リース料	—	11,223,600	△ 11,223,600
ネットワーク使用料	7,033,760	9,035,785	△ 2,002,025
保守料	7,346,836	19,138,330	△ 11,791,494
給料	121,291,017	123,977,036	△ 2,686,019
賞与	15,173,684	16,192,013	△ 1,018,329
法定福利費	21,331,534	21,542,278	△ 210,744
賞与引当金繰入	6,507,261	8,233,526	△ 1,726,265
退職給付費用	6,169,119	3,314,156	2,854,963
データ配送費	5,272,635	5,421,978	△ 149,343
光熱水道料	3,833,343	4,890,976	△ 1,057,633
委託費	8,642,976	20,824,602	△ 12,181,626
ソフトウェア償却費	10,281,624	26,202,694	△ 15,921,070
減価償却費	14,696,400	24,653,067	△ 9,956,667
雑費	7,274,631	10,767,211	△ 3,492,580
合計	236,532,460	309,943,847	△ 73,411,387

## 販売費及び一般管理費の内訳

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

科目	平成26年度	平成25年度	増減
役員報酬	8,190,000	8,280,000	△ 90,000
給料	16,896,800	17,487,380	△ 590,580
賞与	2,581,319	3,007,473	△ 426,154
法定福利費	4,439,068	4,471,414	△ 32,346
福利厚生費	988,075	1,374,152	△ 386,077
賞与引当金繰入	1,041,082	1,451,267	△ 410,185
退職給付費用	2,817,758	214,200	2,603,558
消耗品費	3,494,716	5,075,538	△ 1,580,822
家賃外賃借料	7,969,452	8,815,754	△ 846,302
光熱水道料	2,504,835	2,454,599	50,236
修繕費	263,937	1,203,287	△ 939,350
旅費交通費	1,391,124	1,045,278	345,846
通信費	1,849,028	2,044,584	△ 195,556
広告宣伝費	721,617	513,272	208,345
交際費	224,768	307,082	△ 82,314
会議費	233,930	267,439	△ 33,509
燃料費	542,390	648,141	△ 105,751
図書資料費	261,885	724,895	△ 463,010
租税公課	945,810	812,550	133,260
支払手数料	400,185	472,694	△ 72,509
支払保険料	1,482,303	1,463,918	18,385
雑費	2,221,275	2,728,944	△ 507,669
貸倒損失	—	204,481	△ 204,481
合計	61,461,357	65,068,342	△ 3,606,985

損益計算書において、営業収益である売上高が 310,681,463 円、営業外収益である受取利息及び雑収入が 1,697,621 円となっている。また、営業費用である売上原価が 263,026,274 円、販売費及び一般管理費が 61,461,357 円、及び特別損失である固定資産除却損が 47,365 円となっている。

以上の結果、税引前当期純損失が 12,155,912 円、税引後の当期純損失が 12,815,907 円となっている。

なお、当期純損失の主な原因は、平成 25 年度末まで事業の柱であった熊本県自治体通信ネットワークシステムの契約（平成 25 年度契約額：約 1 億 4,111 万円）が終了し、売上が大きく減少したことによるものである。

#### イ 財政状態

平成 26 年度の貸借対照表及び株主資本等変動計算書は次のとおりである。

貸借対照表  
(平成27年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	平成26年度末	平成25年度末	増 減
資産の部			
I 流動資産	445,716,178	438,149,685	7,566,493
1 現金及び預金	349,263,162	372,600,970	△ 23,337,808
2 売掛金	8,709,910	10,282,740	△ 1,572,830
3 貯蔵品	136,500	136,500	—
4 未収入金	87,606,606	55,129,475	32,477,131
II 固定資産	99,161,716	114,992,736	△ 15,831,020
1 有形固定資産	30,766,951	35,557,140	△ 4,790,189
(1) 建物附属設備	6,877,308	8,061,932	△ 1,184,624
(2) 工具器具備品	23,889,643	27,495,208	△ 3,605,565
2 無形固定資産	14,667,936	24,949,560	△ 10,281,624
(1) 電話加入権	128,000	128,000	—
(2) ソフトウェア	14,539,936	24,821,560	△ 10,281,624
3 投資その他の資産	53,726,829	54,486,036	△ 759,207
(1) 保険積立金	6,372,432	5,268,041	1,104,391
(2) 長期前払費用	7,454,397	9,317,995	△ 1,863,598
(3) 差入保証金	39,900,000	39,900,000	—
資産の部合計	544,877,894	553,142,421	△ 8,264,527
負債の部			
I 流動負債	32,084,899	28,887,596	3,197,303
1 未払金	12,187,281	10,125,014	2,062,267
2 未払消費税等	7,594,400	3,678,100	3,916,300
3 預り金	1,754,746	1,614,189	140,557
4 未払法人税等	438,104	3,785,500	△ 3,347,396
5 賞与引当金	10,110,368	9,684,793	425,575
II 固定負債	2,996,803	1,642,726	1,354,077
1 退職給付引当金	2,996,803	1,642,726	1,354,077
負債の部合計	35,081,702	30,530,322	4,551,380
純資産の部			
I 株主資本	509,796,192	522,612,099	△ 12,815,907
1 資本金	98,000,000	98,000,000	—
2 資本剰余金	106,066,713	106,066,713	—
(1) その他資本剰余金	106,066,713	106,066,713	—
イ 資本金等減少差益	106,066,713	106,066,713	—
3 利益剰余金	305,729,479	318,545,386	△ 12,815,907
(1) 利益準備金	4,098,280	4,098,280	—
(2) その他利益剰余金	301,631,199	314,447,106	△ 12,815,907
イ 繰越利益剰余金	301,631,199	314,447,106	△ 12,815,907
純資産の部合計	509,796,192	522,612,099	△ 12,815,907
負債及び純資産の部合計	544,877,894	553,142,421	△ 8,264,527

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

	株 主 資 本					自己株式	株 主 資 本 合 計	評価・換算差額等	新 株 子 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金					
当期首残高	98,000,000	106,066,713	4,098,280	314,447,106		522,612,099			522,612,099	
当期変動額										
当期純利益				△ 12,815,907		△ 12,815,907			△ 12,815,907	
当期変動額合計				△ 12,815,907		△ 12,815,907			△ 12,815,907	
当期末残高	98,000,000	106,066,713	4,098,280	301,631,199		509,796,192			509,796,192	

貸借対照表において、資産の部についてみると、流動資産は445,716,178円でその内訳は、現金及び預金349,263,162円、売掛金8,709,910円、貯蔵品136,500円、未収入金87,606,606円となっている。また、固定資産は99,161,716円で、このうち、有形固定資産が30,766,951円でその内訳は、建物付属設備6,877,308円、工具器具備品23,889,643円であり、無形固定資産が14,667,936円でその内訳は、電話加入権128,000円、ソフトウェア14,539,936円であり、投資その他の資産が53,726,829円でその内訳は、保険積立金6,372,432円、長期前払費用7,454,397円、差入保証金39,900,000円となっている。このことから資産合計は、544,877,894円となっている。

負債の部についてみると、流動負債は32,084,899円で、その内訳は、未払金12,187,281円、未払消費税等7,594,400円、預り金1,754,746円、未払法人税等438,104円、賞与引当金10,110,368円となっている。また、固定負債は退職給付引当金のみで2,996,803円となっている。

純資産の部についてみると、株主資本のみで509,769,192円となっており、その内訳は、資本金98,000,000円、資本金減少差益である資本剰余金106,066,713円、利益準備金4,098,280円及び繰越利益剰余金301,631,199円である利益剰余金305,729,479円となっている。このことから負債及び純資産の部合計は、544,877,894円となっている。

## 2 監査の結果

当会社に対する設立当初の出資目的は地場流通業界の情報化の推進であり、これまで当会社は熊本地域の卸業や小売業を中心とした流通情報システムの構築などに寄与してきたところである。しかしながら、近年の流通業界においては、全国大手小売業者の地方への出店拡大など、地場流通業界は厳しい経営環境におかれ、当会社の関連する事業もその影響を受けており、自治体コールセンターなどの公的機関に関する事業がより大きな割合を占めているのが現状である。

このように設立当初からの事業に加えて新たな事業を行なうため、定款の目的に、労働者派遣事業やコールセンター及びデータセンター業務が追加されている。これらは経営を存続していく上で必要な事業として、株主総会で承認可決されたものである。

また、流通情報システム事業においては、新規事業の開始などにより平成26年度の売上は前年度より増加しており、当該事業を拡大するための営業活動も積極的に行なわれている。

以上のことより、おおむね出資目的に沿った事業運営がなされているものと認められた。また、決算報告書の計数を関係帳簿、証拠書類により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

## 公の施設の指定管理者監査

### 第1 監査の対象

市が平成26年度に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち次の1団体を抽出し、管理業務に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

(単位：円)

	公の施設の名称	指定管理者	指定期間	指定管理料	所管の局課
1	熊本市くまもと工芸会館	くまもと工芸協会 共同企業体	平成22年4月1日 ～同27年3月31日	43,873,878 210,495,792	観光文化交流局 文化振興課

※ 指定管理料の上段は平成26年度分の金額、下段は指定期間の総額である。

### 第2 監査の方法及び期間

#### 1 監査の方法

公の施設の管理運営を行なわせている指定管理者に対する監査については、当該公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が適正に行われているかを監査の主眼として、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

2 監査の期間

平成 27 年 10 月 13 日から同月 22 日まで

第 3 管理施設の概要等及び監査の結果

1 管理施設の概要等

(1) 施設の概要

当施設は、工芸の振興及び発展と地域の活性化に資するため、平成 3 年 7 月に熊本市南区川尻一丁目 3 番 58 号に設置された。その後、平成 13 年 3 月に増築工事が行われ、現在に至っている。

平成 17 年 4 月から指定管理者制度により管理運営を行っている。

所在地	熊本市南区川尻 1 丁目 3-58		
敷地面積	3,124 m <sup>2</sup>		
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建		
建築面積	872 m <sup>2</sup>		
延床面積	1,646 m <sup>2</sup>		
施設概要	クラフトショップ蔵	54 m <sup>2</sup>	} 1 階
	展示コーナー	20 m <sup>2</sup>	
	クラフト実演工房	124 m <sup>2</sup>	
	刃物工房	35 m <sup>2</sup>	
	陶芸工房	36 m <sup>2</sup>	
	企画展示室	154 m <sup>2</sup>	} 2 階
	創作工房	132 m <sup>2</sup>	
	ラウンジ&ギャラリー	80 m <sup>2</sup>	
	料理工房	54 m <sup>2</sup>	} 3 階
	会議研修室	72 m <sup>2</sup>	
	会館事務室	18 m <sup>2</sup>	
	第 1 駐車場	344 m <sup>2</sup>	} 付帯施設
	第 2 駐車場	1,021 m <sup>2</sup>	
第 3 駐車場	443 m <sup>2</sup>		
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで		

(2) 利用状況

当施設の利用状況は次のとおりである。

平成26年度 会館施設利用一覽表

(単位：件)

	創作工房		企画展示室		料理工房		会議研修室	
	有料	減免	有料	減免	有料	減免	有料	減免
4月	14	1	3	1	5	0	10	6
5月	16	2	3	2	4	2	10	4
6月	12	1	1	2	6	1	11	2
7月	14	0	1	3	6	1	11	3
8月	14	0	1	1	5	1	8	4
9月	14	0	4	2	6	0	10	5
10月	14	1	2	4	4	1	12	6
11月	15	0	3	2	5	1	16	4
12月	14	1	0	2	6	3	12	3
1月	13	0	0	1	5	0	10	5
2月	11	4	2	7	4	3	10	3
3月	12	2	4	0	5	2	14	2
計	163	12	24	27	61	15	134	47
合計	175		51		76		181	

平成26年度 有料申請数 (382件) 減免申請 (101件) /計 483件

入館者数及び利用料金実績

入館者数

(単位：人)

平成26年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計	2,802	3,797	2,816	3,062	3,014	3,699	5,007	3,425	2,262	2,433	11,329	6,536	50,182

利用料金実績

(単位：円)

平成26年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計	177,900	157,400	125,500	93,200	103,900	187,900	129,300	186,700	103,600	96,200	109,500	157,400	1,628,500

(3) 経営成績

平成26年度の当会館の管理に係る収支決算書は次のとおりである。

## 平成26年度 熊本市くまもと工芸会館 収支決算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
指定管理料	43,873,878	給料	17,387,436
利用料	1,628,500	事業費	12,124,902
雑収入	319,399	燃料光熱水費	3,714,007
		維持管理費	2,767,704
		旅費（交通費等）	2,479,390
		一般需用費	2,079,040
		清掃業務委託	1,684,800
		警備業務委託	1,674,000
		使用料及び賃借料	647,065
		修繕費	500,000
		役務費	347,520
		租税公課費	119,621
合 計	45,821,777	合 計	45,525,485

管理運営における収入の部を見ると、当施設の管理及び運営に必要な熊本市からの指定管理料が43,873,878円、利用料金が1,628,500円等となっている。

支出の主なものは、管理運営に携わる職員の給料等が17,387,436円、会館内で開催される自主事業等の事業費が12,124,902円、燃料光熱水費が3,714,007円、清掃業務委託料が1,684,800円等となっている。

以上の結果、収入合計が45,821,777円、支出合計が45,525,485円となっており、収入から支出を差し引いた当期収支差額は296,292円となっている。

## 2 監査の結果

おおむね管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営がなされているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

## 【指摘事項】受講料の領収書作成及び収支決算書への計上について

くまもと工芸会館では、条例に定める工芸に係る創作活動の促進に関する業務として、工芸体験教室及び季節の工芸教室や1年間を通して行われる年間工芸教室を実施している。その際に、受講料を徴収しているが、受講者に対して領収書を作成されていなかった。

また、受講料について収支予算書に参加費として収入の部に計上されているが、収支決算書には計上されていなかった。

なお、このような状況であるにもかかわらず、平成26年度指定管理者管理運営評価の収支状況では「会計処理は適切に実施されていると認められる。」と評価されていた。

受講料を徴収したときは、相手に対して領収書を交付されたい。また、参加費については、協定書の業務仕様の中で「実費相当額とし、指定管理者の収入とする。」と記載があることから、指定管理者の収入とされ収支決算書に計上されたい。さらに、指定管理者の管理運営評価については、

安易に評価せず、モニタリング結果や指定管理者から提出された事業報告書等を精査し、必要に応じて改善指導を行うなど適切に実施されたい。